

統計幹事に期待すること

平成 30 年 6 月 29 日

統計委員会委員長 西村 清彦

各府省の幹事は、統計法及び公的統計基本計画に沿って、分散型統計機構の弊害を克服し、統計委員会と各府省の統計機構の一体性を確保するために、また、業務統計も含め、自府省の全ての統計に係る総括責任者として、以下の役割を果たしていただきたい。

記

1 統計委員会の委員等の補佐

- 統計委員会への参画
(自府省の全ての統計に係る総括責任者として委員会に出席、求めに応じ説明・質疑対応)
- 統計委員会の審議事項の企画立案の補佐 (そのための情報収集、分析、研究等)
- 統計委員会に協力し、統計委員会の審議結果、答申、意見、勧告等に係る、自府省の担当部局への必要な連絡・調整、指導、対応状況の確認

2 府省における全ての統計業務の統括

- 自府省における基本計画の取組の推進・進捗管理、各府省の幹事からなる「統計行政推進会議」への参画 (基本計画の取組状況や課題の報告等)
- 自府省における統計人材の確保・育成等に係る取組の推進
- 自府省における業務統計を含めた公的統計の品質確保
(統計棚卸し、官民の統計コストの削減、統計の品質保証活動における担当部局への必要な指導等)
- 統計法に基づく承認申請等の手続きに係る取りまとめ (自府省の統計調査の実施状況の管理や担当部局への必要な指導、総務省政策統括官との連絡・調整等)、その他統計行政に係る自府省内の取りまとめ

※ 政策立案総括審議官等との連携

- EBPM を実践する上で必要とするデータの整備・分析の支援
- 「EBPM を推進するための人材の確保・育成等に関する方針」に応じた、自府省の政策部局職員への統計研修の促進、支援
- 統計等データに係る問合せ・要望への対応の支援 等